

令和8年度の 65歳以上の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料の基準額は、3年度ごとに見直しをします。

基準額は必要なサービスや被保険者数の見込みを基に算定しており、令和6年度から8年度までの1人あたりの基準額は、年額75,000円(月額6,250円)です。

本人や家族の所得状況に応じて表の16段階に区分され、年間の保険料が決まります。

※低所得者(第1~3段階)の介護保険料は公費負担により軽減しています。

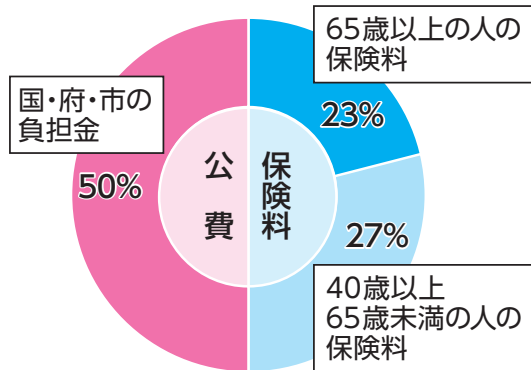
※第2号被保険者(40~64歳の人)の保険料は、加入している医療保険によって異なります。

介護保険料納入通知書を 6月中旬に送付

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者(65歳以上の人)に、令和8年度の介護保険料納入通知書を送付します。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の方は、基本的に年金から天引き(特別徴収)となりますが、年度途中で65歳になった人や、本市へ転入した人などは一時的に市から送付される納付書や口座振替での納入(普通徴収)となります。

◆介護保険料(令和8年度)

所得段階	対象となる人	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(表下の1)の受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(同2)+公的年金等収入額(同3)が82万6千5百円以下の人	基準額×0.285	21,380円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が82万6千5百円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,380円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.685	51,380円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が82万6千5百円以下の人	基準額×0.90	67,500円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が82万6千5百円を超える人	基準額×1.00	75,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.10	82,500円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	97,500円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	112,500円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	127,500円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	142,500円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	157,500円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.30	172,500円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	180,000円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.60	195,000円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.70	202,500円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.90	217,500円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1・第2・第3段階の基準額に対する割合を軽減しております。

※令和7年度税制改正により市民税が非課税となっても、介護保険料では改正前の給与所得控除額を用いて算定するため課税とみなす場合があります。

1「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

2「合計所得金額」とは、収入から必要経費(給与所得控除額や公的年金等控除額等)を控除した額で、株式等の譲渡損失に係る繰越控除前の額です。土地・建物等の長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除がある場合は差し引きします。また、所得段階第1~5段階では、公的年金等に係る雑所得金額を控除した額となり、給与所得が含まれている場合は、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いて算定します。

3「公的年金等収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

☎高齡介護課(☎983-1328)

出前講座をご活用ください

市職員が市民団体やグループ等に対し、皆さんの暮らしに役立つテーマでお話しする「出前講座」を開講します。今年度の前期講座は表の

とおりです。

- ▶利用できる団体
市内在住・在勤の人で構成する団体
- ▶講座時間・人数
1時間程度・最低開催人数は10人(利用無料)。
詳細は市ホームページをご確認ください。

▶申し込み

開催日の1カ月前までに申込書(市民協働推進課や市内公共施設、市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、市民協働推進課へ。右記申込フォームからも申請可。



令和8年度前期 八幡市出前講座一覧表

広報やわたについて
マイナンバー制度について
第5次八幡市総合計画について
行財政改革について
個人情報保護制度と情報公開制度について
八幡市での生活オリエンテーション(外国人受入企業向け)
消費者トラブル事例と対策
生涯スポーツについて
生涯学習のすすめ
防災について
避難所の運営等について
避難所で使うものの取り扱いについて
八幡市防災アプリの使用法について
防災タイムラインの作成について
八幡市の財政状況について
公金の収納について
戸籍について
人権問題について
女性の人権について(一般向け)

女性の人権について(事業所向け)
動物の愛護および管理について
ごみの分別について
プラスチック資源について
民生委員・児童委員について
災害時要援護者支援対策事業について
障がい福祉サービスについて
障害者差別解消法について
手話を知ろう
要約筆記について
児童虐待について
ヤングケアラーについて
介護保険制度について
健康長寿教室
国民健康保険について
高齢者医療制度について
フレイル(心身の衰え)について
地球温暖化問題について
八幡市の観光について

やわたの地域ブランドについて
八幡市かわまちづくりについて
木造住宅耐震化事業について
石清水八幡宮駅周辺のまちづくりについて
自転車の交通ルールについて
高齢者運転免許証返納と公共交通について
公園の維持管理について
橋の維持管理について
火災予防について
応急手当について
上下水道事業の経営状況について
水道施設について
下水道の維持管理について
認定こども園について
八幡の歴史について(入門編)
八幡の歴史について(上級編)
生活に図書館を!
絵本の読み聞かせをしてみよう!
地方議会について
選挙について

☎市民協働推進課(☎983-5749)